

投資信託説明書(交付目論見書)

イーストスプリング・ アジア・オセアニア好配当株式オープン

追加型投信／海外／株式

現在、購入申込みのお取扱いは行っておりません。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

- 本書（交付目論見書）は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。
- 本書には投資信託約款の主な内容が含まれていますが、投資信託約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- ファンドの販売会社、基準価額等につきましては、以下の委託会社の照会先までお問合せください。

＜委託会社＞ [ファンドの運用の指図を行う者]

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社 金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第379号

ホームページアドレス <https://www.eastspring.co.jp/>

電話番号 03-5224-3400（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

＜受託会社＞ [ファンドの財産の保管および管理を行う者]

三菱UFJ信託銀行株式会社

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ
追加型投信	海外	株式	その他資産 (投資信託証券 (株式))	年 1 回	アジア オセアニア	ファミリー ファンド	なし

※商品分類および属性区分の内容につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)にてご覧いただけます。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

- 本書により行う「イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式オープン」(以下「当ファンド」といいます。)の募集につきましては、委託会社は、金融商品取引法第 5 条の規定により有価証券届出書を 2020 年 7 月 14 日に関東財務局長に提出しており、2020 年 7 月 15 日にその届出の効力が生じております。
- 当ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和 26 年法律第 198 号)に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。
- 投資信託の財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
- 請求目論見書は、投資者の請求により販売会社から交付されます。販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、当該請求を行った旨をご自身で記録しておくようにしてください。

<委託会社の情報>

委 託 会 社 名	イーストスプリング・インベストメンツ株式会社
設 立 年 月 日	1999 年 12 月 1 日
資 本 金	649.5 百万円(2020 年 5 月末現在)
運用する投資信託財産の合計純資産総額	4,004 億円(2020 年 5 月末現在)

I ファンドの目的・特色

ファンドの目的

当ファンドは、主として日本を除くアジア・オセアニア地域の株式に実質的に投資を行い、信託財産の成長を目指して運用を行います。

ファンドの特色

1 日本を除くアジアおよびオセアニア地域の株式を実質的な主要投資対象とします。

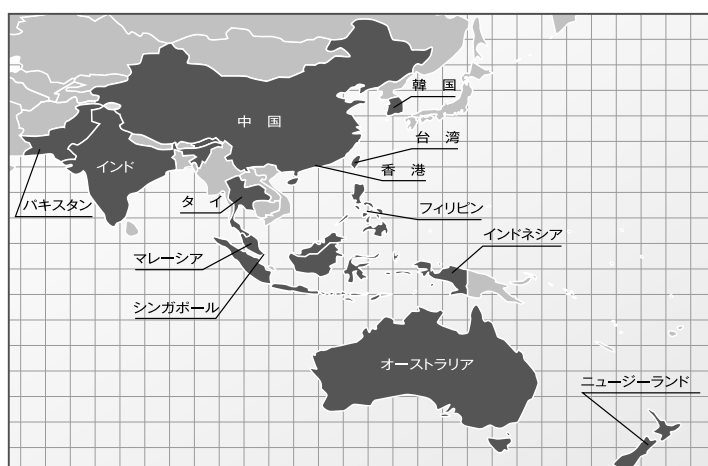
■主として日本を除くアジアおよびオセアニア地域の株式に実質的に投資を行い、分散投資によりリスクの低減を図りながら、安定的な配当収入の確保および中長期的な値上り益の獲得を目指して運用を行います。

<主要投資対象国・地域>

オーストラリア、ニュージーランド、香港、台湾、韓国、マレーシア、シンガポール、タイ、インド、インドネシア、フィリピン、中国、パキスタン
(2020年5月末現在)

主要投資対象国・地域は、今後、変更される場合があります。

また、実際の投資にあたっては、上記の国・地域のすべてに投資するとは限りません。



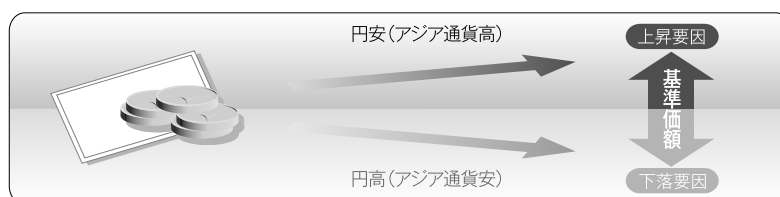
■定量分析によるスクリーニングと企業訪問による定性分析に加えて、配当利回りに着目した銘柄選択を行います。

■国別および業種別のスペシャリストが異なる観点から分析をすることで、市場心理の極端な動きに対応し、付加価値を高めることを目指します。

2 原則として、為替ヘッジを行いません。

■実質的に組入れた外貨建資産について、原則として為替ヘッジは行いません。そのため、為替相場の変動の影響を受けることになります。

<為替レートと基準価額の関係（イメージ）>

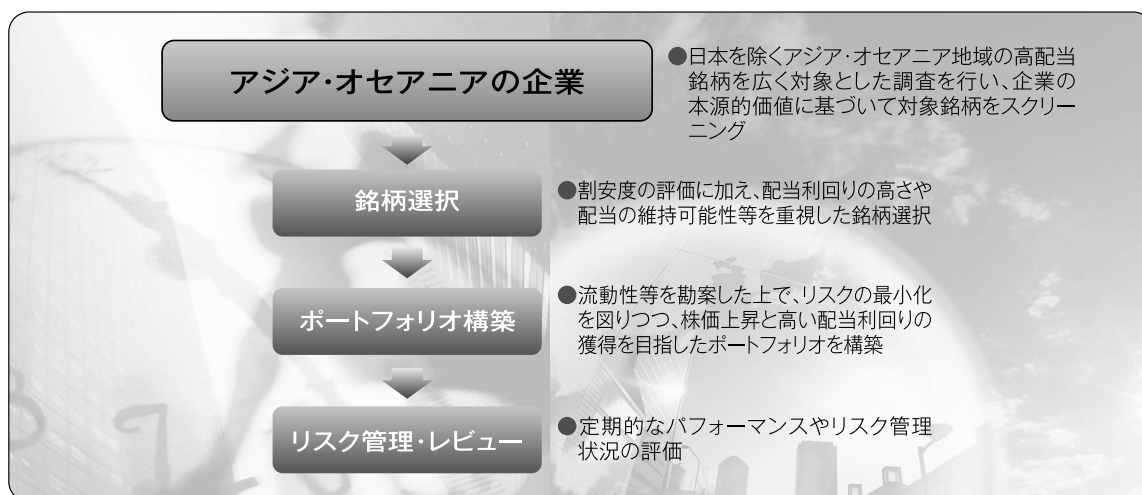


マザーファンドの運用は、イーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッドが行います。

- イーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッドに、マザーファンド（イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンド）の運用の指図に関する権限を委託します。ただし、国内の短期金融資産の運用の指図に関する権限を除きます。

<アジア・オセアニア株式の運用プロセス>

- 徹底した企業調査に基づいたバリュー投資を基本としつつ、中長期的な成長が期待できるアジア・オセアニア地域の株式の中から、特に配当利回りの高い銘柄に積極的に投資します。



※上記の運用プロセスは今後変更される場合があります。

充実したアジアのネットワーク

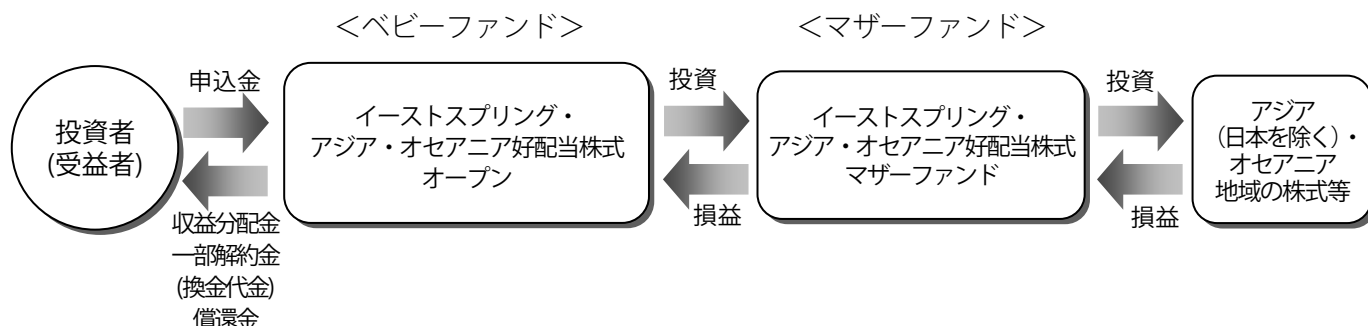


(2020年5月末現在)

- イーストスプリング・インベストメンツの属するグループは、アジアにおける14の国や地域で生命保険および資産運用事業を展開しています。
- イーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッドのアジア株式運用チームは、グループ内のアジア各国・地域の運用会社と連携して運用を行っています。

ファンドの仕組み

- 当ファンドは、ファミリーファンド方式を採用し、「イーストスプリング・アジア・オセアニア好配当株式マザーファンド」への投資を通じて、主として日本を除くアジアおよびオセアニア地域の株式に投資します。
- 「ファミリーファンド方式」とは、投資者のみなさまはベビーファンドに投資し、ベビーファンドはその資金を主としてマザーファンドに投資して、その実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



収益分配方針

- 原則として毎年4月15日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等から、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。
- 分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないこともあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

主な投資制限

- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- 投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

Ⅱ

投資リスク

基準価額の変動要因

投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドは、値動きのある有価証券を実質的な主要投資対象とするため、当ファンドの基準価額は投資する有価証券等の値動きによる影響を受け、変動します。また、外貨建資産に投資しますので、為替変動リスクもあります。したがって、当ファンドは投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。当ファンドの運用による損益は、すべて投資者のみなさまに帰属します。

＜基準価額の変動要因となる主なリスク＞



株価変動リスク 政治経済情勢や発行企業の業績の変化により株式の価格が変動するリスク

株式の価格は、内外の政治経済情勢、株式を発行する企業の業績および信用状況等の変化の影響を受け変動します。当ファンドは主に株式に実質的に投資を行いますので、基準価額は株価変動の影響を受けます。



為替変動リスク 為替レートの変動による外貨建資産の価格変動リスク

当ファンドは、実質的に組入れた外貨建資産について原則として為替ヘッジを行いませんので、為替レートの変動の影響を受けます。為替相場が円高方向に変動した場合には、基準価額の下落要因となります。



信用リスク 有価証券の発行者の経営・財務状況の悪化などにより有価証券の価格が下落するリスク

有価証券の発行者の経営・財務状況やそれらに対する外部評価の悪化により、組入れた有価証券の価格が大きく下落し、基準価額の下落要因となる場合があります。



流動性リスク 市場における有価証券の取引量が少なく希望価格で売却できないリスク

組入れた有価証券の市場規模が小さく取引量が少ない場合や市場が急変した場合、当該有価証券を希望する時期や価格で売却できないことがあり、基準価額の下落要因となる場合があります。



カントリーリスク 投資対象国・地域の政治・経済・社会情勢の変化による有価証券の価格変動リスク

新興国の金融市場は先進国に比べ、安定性、流動性等の面で劣る場合があります。政治、経済、国家財政の不安定要因や法制度の変更等に対する市場感応度が大きくなる傾向があります。これに伴い、投資資産の価格が大きく変動することや投資資金の回収が困難になることがあります。

(注) 基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

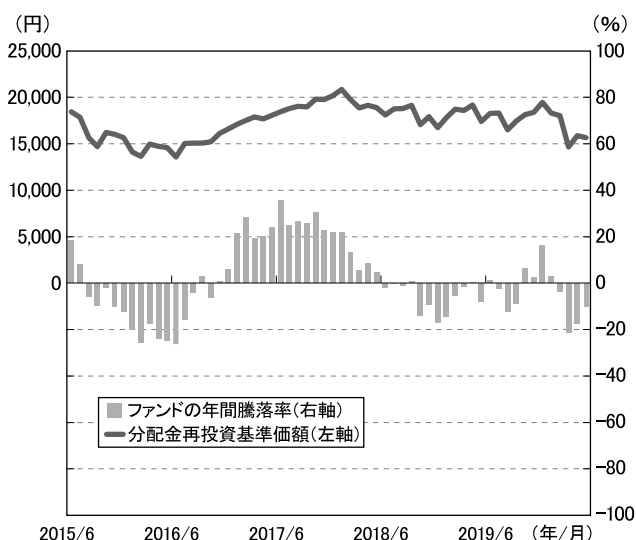
- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。マザーファンドは、複数のベビーファンドの資金を運用する場合があるため、他のベビーファンドからのマザーファンドへの資金流入の動向が、基準価額の変動要因となる場合があります。
- 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（流動性の極端な減少等）があるときは、購入・換金のお申込みの受付けを中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付けを取消することがあります。
- 分配金は計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後は純資産が減少し、基準価額が下落する要因となります。投資者のファンドの購入価額によっては、支払われた分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上りが小さかった場合も同様です。
- 税制が変更されたときには、基準価額が影響を受ける場合があります。税金の取扱いにかかる関連法令・制度等は将来変更される場合があります。

リスクの管理体制

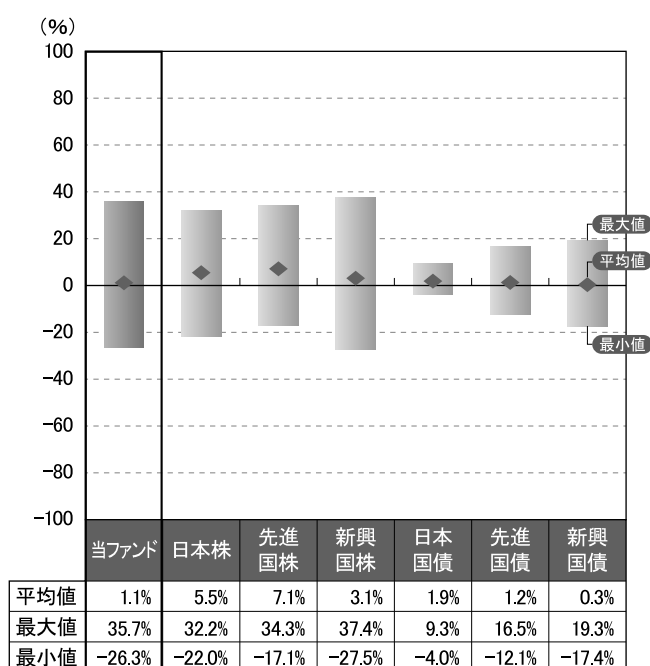
委託会社では、運用部門において、運用の委託先における投資方針の遵守状況および運用状況の確認、ならびに投資リスク等のフロント・モニタリングを行っています。また、運用部門から独立した部署が、投資ガイドライン等の遵守状況等に関し当該委託先から定期的な報告を求めるなどの所要のモニタリングを行うとともに、リスク・コンプライアンス委員会がリスク全般の管理を行っています。

参考情報

■ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移 (2015年6月～2020年5月)



■ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較 (2015年6月～2020年5月)



※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なる場合があります。

※ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※2015年6月から2020年5月の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示し、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）

先進国株：MSCI コクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）

新興国株：MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円換算ベース）

日本国債：NOMURA-BPI 国債

先進国債：JP モルガン GBI グローバル（除く日本、ヘッジなし・円ベース）

新興国債：JP モルガン GBI-EM グローバル・ダイバーシファイド（円ベース）

（注）海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しています。「円換算ベース」は、米ドルベースの指数を委託会社が円換算したものです。

<指数について>

東証株価指数（TOPIX）は、株式会社東京証券取引所の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数（TOPIX）の商標又は標章に関するすべての権利は株式会社東京証券取引所が有しています。

MSCI 指数（MSCI コクサイ・インデックス、MSCI エマージング・マーケット・インデックス）は MSCI Inc.が算出している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は MSCI Inc.に帰属します。また MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

NOMURA-BPI は、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。

JP モルガン GBI グローバル（除く日本、ヘッジなし・円ベース）、JP モルガン GBI-EM グローバル・ダイバーシファイド（円ベース）は J.P. Morgan Securities LLC が算出、公表しているインデックスであり、著作権、知的財産権は J.P. Morgan Securities LLC に帰属します。



運用実績

2020年5月29日現在

■基準価額・純資産の推移（過去10年間）



※基準価額は、信託報酬控除後の数値です。

■分配の推移（1万口当たり・税引前）

決算期	分配金
2020年4月（第14期）	0 円
2019年4月（第13期）	0 円
2018年4月（第12期）	0 円
2017年4月（第11期）	0 円
2016年4月（第10期）	0 円
設定来累計	0 円

※分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないこともあります。

■主要な資産の状況（マザーファンド）

組入上位 10 国・地域

国・地域	比率(%)
1 中国	17.40
2 ケイマン諸島	16.81
3 オーストラリア	14.13
4 台湾	11.91
5 韓国	11.41
6 香港	9.63
7 シンガポール	6.37
8 インド	3.57
9 バミューダ	2.65
10 インドネシア	1.95

組入上位 10 業種

業種	比率(%)
1 銀行	18.99
2 半導体・半導体製造装置	9.93
3 テクノロジー・ハードウェアおよび機器	8.65
4 電気通信サービス	8.03
5 不動産	7.53
6 メディア・娯楽	6.54
7 エネルギー	6.21
8 素材	5.36
9 保険	4.63
10 小売	4.36

組入上位 10 銘柄

銘柄	国・地域	業種	比率(%)
1 Tencent Holdings Ltd	ケイマン諸島	メディア・娯楽	6.54
2 Taiwan Semiconductor Manufacturing	台湾	半導体・半導体製造装置	5.44
3 Alibaba Group Holding Ltd	ケイマン諸島	小売	4.22
4 China Construction Bank Corporation	中国	銀行	3.48
5 Samsung Electronics Co Ltd-Pref	韓国	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	3.47
6 China Merchants Bank Co Ltd	中国	銀行	2.55
7 Samsung Electronics Co Ltd	韓国	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	2.36
8 BHP Group Ltd	オーストラリア	素材	2.23
9 Ping An Insurance(Group)Company of China Ltd	中国	保険	2.13
10 China Mobile Ltd	香港	電気通信サービス	2.03

※比率は、マザーファンドの純資産総額を 100%として計算しています。

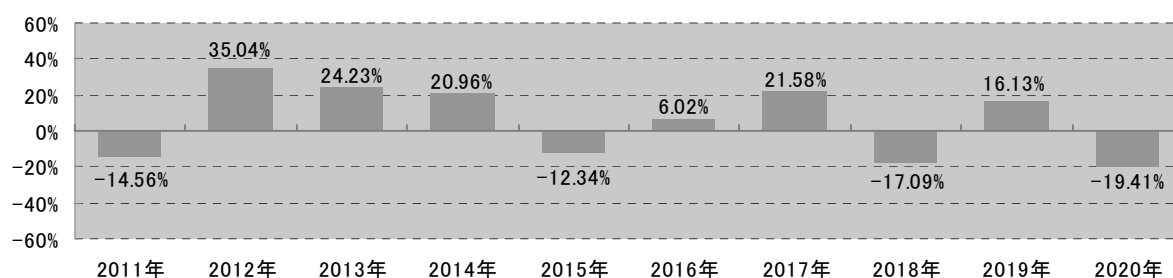
※業種区分は、原則として MSCI/S&P GICS に準じて表示しています（一部当社判断に基づく分類を採用）。なお、GICS に関しての知的財産権は、MSCI Inc.および S&P にあります。

※業種の不動産には、REIT が含まれる場合があります。

※国・地域は発行者の登録国・地域に基づいており、当該株式が上場されている、あるいは発行者が業務の本拠を置く国・地域とは異なる場合があります。

■年間収益率の推移

※当ファンドにはベンチマークはありません。



※年間収益率は、税引前分配金を全額再投資したものとして計算しています。

※2020 年は、5 月末までの収益率です。

※最新の運用実績は別途、委託会社のホームページでご確認いただけます。

※運用実績は過去のものであり、将来の運用成果等を保証するものではありません。

IV

手続・手数料等

お申込メモ

購 入 単 位	販売会社が別に定める単位とします。 詳細については、お申込みの販売会社にお問合せください。
購 入 価 額	お申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購 入 代 金	お申込みの販売会社の定める日までにお支払いください。
換 金 単 位	販売会社が別に定める単位とします。
換 金 価 額	換金の受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額とします。
換 金 代 金	換金の受付日から起算して原則として5営業日目からお支払いします。
購 入・換 金 申 込 受 付 不 可 日	営業日が以下の日のいずれかにあたる場合は、購入・換金のお申込みはできません。 ①香港の金融商品取引所の休場日または銀行休業日 ②オーストラリアの金融商品取引所の休場日
申 込 締 切 時 間	原則として午後3時までに販売会社が受付けた分を当日のお申込分とします。
購 入 の 申 込 期 間	2020年7月15日から2021年1月14日までとします。 ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換 金 制 限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付 の中止及び取消し	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受け付けを中止すること、すでに受付けたお申込みの受け付けを取消すこと、またはその両方を行うことがあります。
信 託 期 間	無期限（2006年4月17日設定）
繰 上 償 還	以下のいずれかにあたる場合には、受託会社と合意のうえ、繰上償還を行うことがあります。 ①受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合 ②受益者のため有利であると認める場合 ③やむを得ない事情が発生した場合
決 算 日	毎年4月15日（休業日の場合は翌営業日）
収 益 分 配	原則として毎決算時に、収益分配方針に基づき分配を行います。ただし、分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないこともあります。 ※当ファンドは、「自動けいぞく投資」専用ファンドです。
信 託 金 の 限 度 額	1,500億円
公 告	日本経済新聞に掲載します。
運 用 報 告 書	委託会社は、決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。
課 税 関 係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 益金不算入制度および配当控除の適用はありません。
基準価額の新聞掲載	原則として、翌日付の日本経済新聞朝刊「オープン基準価格」欄に「Sアジ株」として掲載されます。

ファンドの費用・税金

＜ファンドの費用＞

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	換金の受付日の翌営業日の基準価額に 0.3% の率を乗じて得た額とします。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	純資産総額に対して 年率 1.045% (税抜 0.95%) 計算期間を通じて毎日費用として計上され、日々の基準価額に反映されます。信託財産からは毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該終了日が休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了時に支払われます。 ＜運用管理費用(信託報酬)の配分＞		信託報酬＝ 運用期間中の基準価額×信託報酬率
	委託会社	年率 0.913% (税抜 0.83%)	
	販売会社	年率 0.055% (税抜 0.05%)	
	受託会社	年率 0.077% (税抜 0.07%)	
その他の費用・手数料	信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、目論見書および運用報告書等の印刷費用、公告費用等)は、純資産総額に対して年率 0.10% を上限とする額が毎日計上され、日々の基準価額に反映されます。信託財産からは毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該終了日が休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了時に支払われます。また、組入価証券の売買時の売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用、信託財産に関する租税等についても信託財産から支払われます。 「その他の費用・手数料」は、運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を表示することができません。		監査費用： 監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用 売買委託手数料： 有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料 保管費用： 有価証券等の保管等のために海外銀行に支払う費用

※委託会社の報酬にはマザーファンドの運用の委託先への報酬が含まれます。

※投資者のみなさまが負担する費用の合計額は、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

＜税金＞

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分 配 時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して 20.315%
換金(解約)時 及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して 20.315%

※上記は、2020年5月末現在のものです。税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

M E M O

(本ページは目論見書の内容ではありません。)

